

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 14 | 介護保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内灘町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

内灘町長

公表日

令和7年10月31日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 介護保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>・介護保険法その他関係法令に基づき、被保険者の資格管理、介護保険料の賦課徴収、介護認定に関する届出の受理や審査、被保険者証等の交付及び返還、介護保険給付業務を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①被保険者資格の取得、喪失の決定②介護保険料額の算定③介護保険料の収納状況を管理し、督促及び催告、あるいは還付・充当処理の実施④介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施⑤介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 <p>・番号法その他関係法令に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会を符号を用いて行う。</p> |
| ③システムの名称 | <ul style="list-style-type: none">(1)市町村事務処理標準システム(2)収納管理システム(3)滞納管理システム(4)地域包括支援センター支援システム(5)団体内統合利用番号連携サーバー(6)中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| <ul style="list-style-type: none">(1)介護保険情報ファイル(2)収納情報ファイル(3)滞納情報ファイル(4)口座情報ファイル(5)地域包括支援情報ファイル(6)宛名情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第50条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>〔 実施する 〕</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 主務省令第2条の表の2, 3, 4, 6, 7, 11, 15, 27, 38, 42, 56, 65, 69, 70, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 116, 125, 128, 132, 137, 144, 145, 158, 161の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 主務省令第2条の表の131, 132の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民福祉部福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部総務課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 Tel076-286-6720

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 町民福祉部福祉課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 電話076-286-6703

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

| | |
|------------------|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年8月1日 時点 |

2. 取扱者数

| | |
|------------------------|---|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p> |
| いつ時点の計数か | 令和7年8月1日 時点 |

3. 重大事故

| | |
|--|---|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p> |
|--|---|

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|---|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> | 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [○]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [○]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|------------------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|------------------------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|------------------------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 本町の制定する「内灘町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。 |

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|---------------------------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
|--------------|---------------------------------------|---|

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

| | |
|--|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] |
| <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | |

| | | |
|--------------|------------------------------------|---|
| 当該対策は十分か【再掲】 | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | システムへアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証に限定しており、アクセス可能な職員を年度ごとにシステム上で管理することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、不正に利用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|-----------|
| 令和4年3月11日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 68項 平成26年内閣府・総務省令第5号第50条 | 番号法第9条第1項及び別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第50条 | 事後 | |
| 令和4年3月11日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 【情報提供】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等 関係情報」が含まれる項又は「介護保険法第百 三十六条第一項(同法第百四十条第三項にお いて準用する場合を含む。)、第百三十八条第 一項又は第百四十二条第一項の規定により通 知することとされている事項に関する情報で あって主務省令で定めるもの」となっている項及 び第三欄(情報提供者)に「他の法令による給 付の支給を行うこととされている者」又は「他の 法律による医療に関する給付の支給を行うこと とされている者」が含まれる項のうち、第四欄 (特定個人情報)に「他の法令による給付の支 給に関する情報」又は「他の法律による医療に 関する給付の支給に関する情報」が含まれ、法 令において介護保険法が規定されている項 1,2,3,4,5,6,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,109,117,120 項 【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)が「介護保険法による保険給 付の支給又は地域支援事業の実施に関する事 務であって主務省令で定めるもの」又は「介護 保険法による保険給付の支給、地域支援事業 の実施又は保険料の徴収に関する事務であつ て主務省令で定めるもの」となっている項 93,94項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 【情報照会】46,47条 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 【情報提供】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等 関係情報」が含まれる項又は「介護保険法第百 三十六条第一項(同法第百四十条第三項にお いて準用する場合を含む。)、第百三十八条第 一項又は第百四十二条第一項の規定により通 知することとされている事項に関する情報で あって主務省令で定めるもの」となっている項及 び第三欄(情報提供者)に「他の法令による給 付の支給を行うこととされている者」又は「他の 法律による医療に関する給付の支給を行うこと とされている者」が含まれる項のうち、第四欄 (特定個人情報)に「他の法令による給付の支 給に関する情報」又は「他の法律による医療に 関する給付の支給に関する情報」が含まれ、法 令において介護保険法が規定されている項 1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,,56の 2,58,61,62,80,83,87,90,93,94,95,97,108,117の項 【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)が「介護保険法による保険給 付の支給又は地域支援事業の実施に関する事 務であって主務省令で定めるもの」又は「介護 保険法による保険給付の支給、地域支援事業 の実施又は保険料の徴収に関する事務であつ て主務省令で定めるもの」となっている項 93,94の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 【情報提供】第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 【情報照会】第46,47条 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------------------------|---|--|------|------------|
| 令和4年3月11日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の 計数か | 平成31年3月31日 時点 | 令和4年1月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年3月11日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の | 平成31年3月31日 時点 | 令和4年1月1日 時点 | 事後 | |
| 令和7年10月31日 | I . 1. ②事務の概要 | ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 | ・番号法その他関係法令に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会を符号を用いて行う。 | 事後 | |
| 令和7年10月31日 | I . 1. ③システムの名称 | (1)介護保険システム (2)収納管理システム (3)滞納管理システム (4)地域包括支援センター支援システム (5)団体内統合利用番号連携サーバー (6)中間サーバー | (1)市町村事務処理標準システム (2)収納管理システム (3)滞納管理システム (4)地域包括支援センター支援システム (5)団体内統合利用番号連携サーバー (6)中間サーバー | 事前 | |
| 令和7年10月31日 | I . 3. 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 68の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める命令第50条 | 番号法第9条第1項 別表100項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める命令第50条 | 事後 | 番号法改正に伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------|--|---|------|----------------------|
| 令和7年10月31日 | | <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項又は「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十四条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっている項及び第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」又は「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」又は「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれ、法令において介護保険法が規定されている項 1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,83,87,90,93,94,95,97,108,117の項 【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項 93,94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 【情報提供】第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 【情報照会】第46,47条</p> | <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 主務省令第2条の表の2, 3, 4, 6, 7, 11, 15, 27, 38, 42, 56, 65, 69, 70, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 116, 125, 128, 132, 137, 144, 145, 158, 161の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 主務省令第2条の表の131, 132の項</p> | 事後 | 番号法改正に伴う修正 |
| 令和7年10月31日 | II. 1. いつ時点の計数か | 令和4年1月1日 時点 | 令和7年8月1日 時点 | 事後 | 時点日の変更であり重要な変更に該当しない |
| 令和7年10月31日 | II. 2. いつ時点の計数か | 令和4年1月1日 時点 | 令和7年8月1日 時点 | 事後 | 時点日の変更であり重要な変更に該当しない |
| 令和7年10月31日 | IV. 8. 人手を介在させる作業 | | 新設 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年10月31日 | IV. 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | 新設 | 事後 | 新様式への変更 |